（高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取り等である場合についての適用）

**第二十五条の六**　法第十二条の四第一項に規定する高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合又は特例申告に関する決定に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における同項の規定の適用については、同項中「行った場合（」とあるのは「行った場合（当該高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告書を提出した場合とし、特例申告に関する決定（特例申告書に記載すべき第四十七条第一項第一号又は第二号に掲げる金額についての決定（国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定をいう。）に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合には当該特例申告に関する決定の通知を受けた場合とし、」と、「）にあつては、」とあるのは「）にあつては」と、「いう。）」とあるのは「いう。）とする。）」とする。

第五十六条第二項中「第三十七条第二項ただし書」を「第三十七条第三項ただし書」に改める。

第五十七条の二第二項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第五十七条の三第一項第三号中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

（消費税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

**第二条**　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項第一号中「含む。以下この号において同じ」を「含む」に、「。以下この号において同じ。）（個人番号」を「）（法人番号」に、「第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第十五項」を「第二条第十五項」に、「、氏名又は名称」を「、名称」に改め、「個人番号又は」を削り、同条第四項を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行令第十八条の改正規定（同条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「前項に規定する通常生活の用に供する物品」を「免税対象物品」に改める部分に限る。）、同条第六項の改正規定（「物品」を「免税対象物品」に改める部分に限る。）、同条第五項の改正規定（同項を同条第六項とする部分を除く。）及び同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）、同条第十八条の二の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）及び同条第十八条の三第一項の改正規定（「物品に」を「免税対象物品に」に改める部分を除く。）　平成二十八年五月一日

二　第二条の規定及び附則第十八条の規定　平成二十九年一月一日

三　次条から附則第十七条までの規定　平成二十九年四月一日

（飲食料品に含まれる資産の範囲）

**第二条**　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）附則第三十四条第一項第一号に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　食品（改正法附則第三十四条第一項第一号に規定する食品をいう。以下この条において同じ。）と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの（あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、当該一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。以下この号において「一体資産」という。）のうち、一体資産の譲渡の対価の額（消費税法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）が一万円以下であり、かつ、当該一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合が三分の二以上のもの

二　食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成している消費税法第二条第一項第十号に規定する外国貨物（当該外国貨物が関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の適用上の所属の一の区分に属する物品に該当するものに限る。以下この号において「一体貨物」という。）のうち、保税地域（同項第二号に規定する保税地域をいう。附則第五条及び第十四条において同じ。）から引き取られる一体貨物に係る消費税の課税標準である金額が一万円以下であり、かつ、当該一体貨物の価額のうちに当該一体貨物に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が三分の二以上のもの

（飲食料品の譲渡に含まれない食事の提供を行う事業の範囲等）

**第三条**　改正法附則第三十四条第一項第一号イに規定する政令で定める事業は、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第一号に規定する飲食店営業、同条第二号に規定する喫茶店営業その他の飲食料品（同項第一号に規定する飲食料品をいう。次項において同じ。）をその場で飲食させる事業とする。

2　改正法附則第三十四条第一項第一号ロに規定する政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、同項第一号ロに規定する政令で定める飲食料品の提供は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める飲食料品の提供（財務大臣の定める基準に該当する飲食料品の提供に限り、消費税法施行令第十四条の二第一項から第三項までの規定により財務大臣が指定する資産の譲渡等を除く。）とする。

一　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十九条第一項の規定による届出が行われている同項に規定する有料老人ホーム（次号に掲げる施設に該当するものを除く。）　当該有料老人ホームを設置し、又は運営する者が、当該有料老人ホームの入居者（財務省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。）に対して行う飲食料品の提供

二　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第六条第一項に規定する登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅　当該サービス付き高齢者向け住宅を設置し、又は運営する者が、当該サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して行う飲食料品の提供

三　学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校の施設　当該義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全てに対して学校給食（同条第一項に規定する学校給食をいう。第六号において同じ。）として行う飲食料品の提供

四　夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）第二条に規定する夜間課程を置く高等学校の施設　当該高等学校の設置者が、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒の全てに対して同条に規定する夜間学校給食として行う飲食料品の提供

五　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）第二条に規定する特別支援学校の幼稚部又は高等部の施設　当該特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全てに対して同条に規定する学校給食として行う飲食料品の提供

六　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園の施設　当該幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全てに対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供

七　学校教育法第一条に規定する特別支援学校に同法第七十八条の規定により設置される寄宿舎　当該寄宿舎の設置者が、当該寄宿舎に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

（予約販売等に係る二十九年軽減対象資産の譲渡等に係る税率に関する経過措置）

**第四条**　事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下同じ。）が、二十九年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年適用日をいう。以下同じ。）以後に行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。）のうち二十九年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する二十九年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下同じ。）に該当するものについては、消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）附則第五条第一項本文、第二項又は第三項本文の規定は、適用しない。